

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について

1 厚生労働省所管一般会計に係る補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等を行うに当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第2条第3項に規定する補助事業者等にあつては、同法第22条に規定する厚生労働大臣等の承認が必要です。

2 この承認手続については、地方公共団体より財産処分承認基準の明確化や手続の簡素化を求められており、内閣府の地方分権改革推進委員会による「中間的な取りまとめ」（平成19年11月16日）において、財産処分に対する制限は必要最小限にとどめるよう改め、手続の簡素化を図るべきであるとして、必要な措置を講じるよう求められています。

これを受け、補助金等適正化中央連絡会議における関係府省庁の申合せが、平成20年4月10日に決定されたので、この内容に沿い、今回、承認基準を策定することとしました。

3 承認基準の概要は以下のとおりです

（1）地方公共団体

- ① 10年経過後の転用、無償譲渡等
- ② 合併市町村基本計画に基づく10年経過前の転用、無償譲渡等
- ③ 災害等による取壊し等

の場合には、国庫納付を不要とするとともに、報告により承認のあったものとみなすこととしました（包括承認制）。

（2）地方公共団体以外

- ① 10年経過後の厚生労働行政関連事業等への転用、無償譲渡等
- ② 災害等による取壊し等

の場合には、国庫納付を不要とするとともに、災害等による取壊し等の場合には、報告により承認のあったものとみなすこととしました。